

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部改正について

（１） 改正の理由

令和元年 10 月 1 日の前回の改正から 5 年が経過することから、特定のサービスを受ける受益者負担の原則に基づき、現行料金と所要経費の差額について改正するものである。

（２） 改正の概要

ア 公共港湾施設（マリーナ施設を除く。）の使用料については、現行料金と所要経費の差額として約 5 % の料金単価引上げを行う。

イ この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。

具体例			
〔大津港〕			
駐車施設（大型車） 使用料			
1 回 1 台につき 2,190 円	→	1 回 1 台につき	<u>2,300 円</u>
〔長浜港〕			
船揚場 使用料			
1 隻 1 日につき 1,560 円	→	1 隻 1 日につき	<u>1,640 円</u>



例：駐車施設（大型車）



例：船揚場

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1 省略				別表第1 省略			
別表第2（第11条、第23条関係）				別表第2（第11条、第23条関係）			
1 公共港湾施設（マリーナ施設を除く。）				1 公共港湾施設（マリーナ施設を除く。）			
区分		金額	適用港	区分		金額	適用港
泊地	5トン（総トン数をいう。以下この表において同じ。）未満	1隻1日につき <u>24円</u>	大津港 長浜港 彦根港 竹生島港	泊地	5トン（総トン数をいう。以下この表において同じ。）未満	1隻1日につき <u>25円</u>	大津港 長浜港 彦根港 竹生島港
	5トン以上	1隻1日につき <u>24円</u> に5トンを超える部分のトン数が1トン増すごとに1円を加算した額			5トン以上	1隻1日につき <u>25円</u> に5トンを超える部分のトン数が1トン増すごとに1円を加算した額	
岸壁（一般使用に限る。）、係船くい、栈橋、物揚場	5トン未満	1航海につき <u>260円</u>		岸壁（一般使用に限る。）、係船くい、栈橋、物揚場	5トン未満	1航海につき <u>270円</u>	
	5トン以上20トン未満	1航海につき <u>610円</u>			5トン以上20トン未満	1航海につき <u>640円</u>	
	20トン以上100トン未満	1航海につき <u>800円</u>			20トン以上100トン未満	1航海につき <u>840円</u>	
	100トン以上300トン未満	1航海につき <u>1,270円</u>			100トン以上300トン未満	1航海につき <u>1,330円</u>	

		300トン以上 900トン未満	1 航海につき <u>2,160円</u>	
		900トン以上	1 航海につき <u>3,050円</u>	
岸壁（専用使用に限る。）			沿岸1メートルごとに1月につ き <u>1,490円</u>	
船揚場（専用使用に限る。）			1 平方メートルごとに1月につ き <u>770円</u>	
野積場			1 平方メートルごとに1日につ き 6円	
港湾施設用地	工作物の設置		1 平方メートルごとに1月につ き <u>130円</u> （仮設建物を設置する 場合は、 <u>390円</u> ）	
	電柱類の設置		1 本1月につき <u>120円</u>	
船揚場（一般使用に限る。）			1 隻1日につき <u>1,560円</u>	長浜港
駐車場	普通車		1 台30分につき 150円	大津港
船舶揚降施設（動力設備を使用 する場合に限る。）			揚船または降船1回につき <u>4,810円</u>	大津港 彦根港
出札所			1 平方メートルごとに1月につ き <u>5,070円</u>	大津港
改札所			1 時間につき <u>1,400円</u>	
集会室	午前9時から 午後5時まで		1 時間につき <u>1,400円</u>	
	上記以外の時		1 時間につき <u>2,020円</u>	

		300トン以上 900トン未満	1 航海につき <u>2,270円</u>	
		900トン以上	1 航海につき <u>3,200円</u>	
岸壁（専用使用に限る。）			沿岸1メートルごとに1月につ き <u>1,560円</u>	
船揚場（専用使用に限る。）			1 平方メートルごとに1月につ き <u>810円</u>	
野積場			1 平方メートルごとに1日につ き 6円	
港湾施設用地	工作物の設置		1 平方メートルごとに1月につ き <u>140円</u> （仮設建物を設置する 場合は、 <u>410円</u> ）	
	電柱類の設置		1 本1月につき <u>130円</u>	
船揚場（一般使用に限る。）			1 隻1日につき <u>1,640円</u>	長浜港
駐車場	普通車		1 台30分につき 150円	大津港
船舶揚降施設（動力設備を使用 する場合に限る。）			揚船または降船1回につき <u>5,050円</u>	大津港 彦根港
出札所			1 平方メートルごとに1月につ き <u>5,320円</u>	大津港
改札所			1 時間につき <u>1,470円</u>	
集会室	午前9時から 午後5時まで		1 時間につき <u>1,470円</u>	
	上記以外の時		1 時間につき <u>2,120円</u>	

間			
船舶用給水施設		給水量0.1立方メートルにつき <u>58円</u>	
船舶用給油施設		給油量0.1立方メートルにつき <u>700円</u>	
船舶用給電施設		給電1回につき <u>1,400円</u>	
船舶用汚水処理施設		処理量0.1立方メートルにつき <u>32円</u>	大津港 彦根港
駐車施設	大型車	1回1台につき <u>2,190円</u>	大津港
	マイクロバス (乗車定員11人から29人までのものをいう。)	1回1台につき <u>1,500円</u>	
	自動二輪車	1台2時間以内 <u>120円</u>	
	原動機付自転車	1台超過時間1時間につき 50円	
	普通車 (被 ^{けん} 牽引車をけん牽引しているものを除く。)	1回1台につき <u>590円</u>	長浜港
	被 ^{けん} 牽引車	1回1台につき <u>1,180円</u>	

間			
船舶用給水施設		給水量0.1立方メートルにつき <u>61円</u>	
船舶用給油施設		給油量0.1立方メートルにつき <u>740円</u>	
船舶用給電施設		給電1回につき <u>1,470円</u>	
船舶用汚水処理施設		処理量0.1立方メートルにつき <u>34円</u>	大津港 彦根港
駐車施設	大型車	1回1台につき <u>2,300円</u>	大津港
	マイクロバス (乗車定員11人から29人までのものをいう。)	1回1台につき <u>1,580円</u>	
	自動二輪車	1台2時間以内 <u>130円</u>	
	原動機付自転車	1台超過時間1時間につき 50円	
	普通車 (被 ^{けん} 牽引車をけん牽引しているものを除く。)	1回1台につき <u>620円</u>	長浜港
	被 ^{けん} 牽引車	1回1台につき <u>1,240円</u>	

注 省略
2 省略

注 省略
2 省略